

市民活動保険について

丹波篠山市は、自治会及びまちづくり協議会（以下「団体」という。）の代表者の管理下で行われる市民活動を総合的にサポートし、市民の皆さんの負担を軽減するため「市民活動保険」に加入しています。活動中に事故やケガ（以下「事故等」という。）が発生したときは、地域振興課までご連絡ください。

なお、飲酒を伴う事故は、保険の対象外です。

■ 保険の対象となる活動とは

次の**4つの要件**を全て満たす**活動**です。

- ① **自発的**又は自治体と協働（強制や義務でなく自分の意思で行うこと）
- ② **社会貢献性**がある（公益性のある活動）
- ③ **継続的**である（継続的・計画的に行われること）
- ④ **非営利**である（営利を目的としないこと）

対象となる活動例は **次**のページでご確認ください



■ 保険加入期間

令和5年5月17日から令和6年5月17日まで

■ 保険金の支払いについて

		保 険 金
賠償責任		最高3,000万円
傷 害	死亡・後遺障害	最高300万円
	入院（1日につき）	3,000円
	通院（1日につき）	2,000円

■ お問い合わせ窓口

丹波篠山市役所 市民生活部 地域振興課 市民活動推進係
TEL 079-552-5112（直通）
FAX 079-554-2332
メール siminkyodo_div@city.sasayama.hyogo.jp

■ 対象となる具体的な活動例（賠償・傷害）

- ・ 地域社会活動
 - 地域清掃活動
 - 地域防犯・防火・防災活動
 - 交通安全運動など
- ・ 社会福祉・社会奉仕活動
 - 社会福祉施設等への援護活動
 - 高齢者・障がい者への援護活動
 - 地域の子育て支援など
- ・ 保健衛生、医療活動
 - 食生活等改善・成人病予防・エイズ予防などの啓蒙活動
 - 献血奨励など
- ・ 環境保全活動
 - 資源回収・リサイクル活動
 - 河川等の清掃活動
 - ゴミの減量化
 - 森林保全など
- ・ 教育・文化・スポーツ活動
 - 不登校児教育
 - 非行防止
 - 各種スポーツ活動の運営・指導
 - スポーツ普及教室の開催
 - 伝統文化の継承・振興、文化活動の指導・普及など
- ・ 国際交流活動
 - 留学生・帰国者・外国人との交流・支援、通訳ボランティアなど

■ 補償の対象とならない活動（例）

- ・ 政治、宗教を目的とする活動
 - ・ 害虫、害獣駆除のために行う活動
 - ・ 海難、山岳救助のために行う活動
 - ・ 野焼き又は山焼きを行う活動
 - ・ 営利を目的とする活動
 - ・ 職場などで行事として行う活動
 - ・ 職務遂行中や職業に従事しているときの活動
 - ・ 会員の親睦が目的のレクリエーション活動や互助的な活動（親睦旅行など）
 - ・ 日本国外における全ての活動
- など

■ 補償の対象となる者

（1）賠償責任補償

- ・ 市民活動団体
- ・ 市民活動団体の代表者、役員及び構成員
- ・ 市民活動の企画、実施、指導等を行う者

(2) 傷害補償

- ・ 市民活動団体の代表者、役員及び構成員
- ・ 市民活動の企画、実施、指導等を行う者
- ・ 市民活動行事への直接の参加者（単なる観覧者、見物人は除く）

■ 補償の対象とならない主なもの（例）

(1) 賠償責任補償

- ・ 保険契約者、被保険者の故意によるもの
- ・ 地震、噴火、津波など天災によるもの
- ・ 戦争、暴動その他社会的騒乱によるもの
- ・ 親族に対して負担する賠償責任
- ・ 自動車の運行に起因する賠償責任 など

(2) 傷害補償

- ・ 保険契約者、被保険者の故意によるもの
- ・ 地震、噴火、津波などの天災によるもの
- ・ 活動者の無資格運転や酒酔い運転によるもの
- ・ 公務災害の適用を受けるもの
- ・ 疾病、脳疾患、心疾患によるもの など

■ 事故又はケガ発生後の手続き

1 地域振興課へ事故等のご連絡（事故等発生後7日以内）

団体の代表者は、発生時の状況と事故やケガの程度などをご連絡ください。電話やメールで構いません。休日のときはその直後の平日で結構です。

2 地域振興課へ事故報告書を提出（様式は市ホームページにも掲載）

事故報告書ご提出いただいた後は、保険会社の審査後、**傷害補償の場合**は、保険会社からケガをされた方（受傷者）へ直接、保険金請求関係の書類が届きますので、保険会社へご提出ください。**賠償補償**は別途ご案内します。

◎ 保険金請求に係る必要書類

注：保険金請求に係る必要書類は、事故等の状況によりその他必要な書類が発生しますのであらかじめご了承ください。

(1) 賠償責任補償

- ・ 保険金請求書 ・ 現認書（事故証明書） ・ 示談書
- ・ 損害立証証明資料
対人の場合：診断書、診療報酬明細書、医療機関領収書、休業損害証明書など
対物の場合：見積書、写真、現物など

(2) 傷害補償

- ・ 保険金請求書 ・ 現認書（事故証明書）
- ・ 診断書（請求金額が10万円以下のときは、領収書のコピーで可）